

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1の案件について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の綿貫由美子委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
2番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、11月22日に保谷剛正推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字平松字東原地内にございます。</p> <p>譲受人は、農業経営の拡大のために申請されるということです。</p> <p>譲受人の所有地農地は、8,041㎡です。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では水菜、ほうれん草、壬生菜等の露地野菜を作付けするということです。</p> <p>また、通作については社員寮から車で15分のところにあるため特段の問題はないと考えます。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、綿貫由美子委員の説明のとおりです。</p> <p>また、当該農地については、これまで両者にて利用権設定を交わしておりましたが、契約が満了したことで、相続が発生したタイミングが重なったことから、このたび農地法第3条の申請を行うものです。</p>

まず、農地所有適格法人についてご説明いたします。

農地所有適格法人とは、一定の要件を満たすことで法人でも農地を取得することができる法人のことです。

譲受人については、農地所有適格法人の4つの要件をすべて満たしております。

「農地法第2条の規定による農地所有適格法人の要件について」をご説明いたします。

1つ目、登記簿により、法人の主たる目的が農林水産省令で定めるものと確認しております。

2つ目、議決権の過半が次にあげるいずれかであるかについては、株主でも申請者が「ホ その法人の農業に常時従事する者」に該当します。

3つ目、その法人の常時従事者たる構成員の過半が次の条件を満たすかですが、「株式会社にあつては取締役の数の過半を占めていること」に該当することを登記簿により確認しております。

4つ目、次のいずれかの条件を満たして営農に常時従事することですが、「株主であり取締役である申請者がその法人の行う農業に必要な農作業に1年間に60日以上従事すると認められるもの」に該当することを管理日報により確認しております。

以上のことから、農地所有適格法人の要件を満たすものでございます。

次に、譲受人の農業経営の状況についてご説明いたします。

譲受人は、大字宮沢地内にてニンジン、ナス、水菜等の露地野菜及び加工品の販売といった、農業経営を行っており、その農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。

所有する農地はありませんが、借入地として今回申請分を除き、8,041㎡あり、すべて適正に管理されております。

また、販路については、市内店舗などに露地野菜を出荷しております。

通作に関してですが、社員寮から車で15分のところにありますので、問題はありません。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和3年11月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター1台、耕うん機1台を所有しております。

3つ目、農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の要件を満たしていると考えられますので問題ございません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました保谷剛正推進委員から、何か意見等預かっていますか。

2番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

8番

申請地の売買価格は、おいくらでしょうか。

事務局

10アールあたり、約7万円でございます。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について審議いたします。

地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。

6番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、11月22日に内野博司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字苧生字上桑寺地内でございます。

譲受人は、農業経営の拡大のために申請されるということです。

譲受人の所有地は、571㎡です。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では、じゃがいも、白菜などの露地野菜のほか、もも、りんご、ブルーベリーなどを作付けするということです。

また、通作については自宅から数秒のところであるため特段の問題はないと考えます。

以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。

説明は以上です。

事務局から補足説明をお願いいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、柏崎光一委員の説明のとおりです。

譲受人は、現在、申請地付近に居住し、じゃがいも、白菜といった露地野菜及び、もも、ブルーベリーなどの果樹等の農業経営を行っており、その農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。

譲受人からは、じゃがいも、白菜などの露地野菜、また、もも、りんご、ブルーベリーなど果樹の作付け計画が提出されています。

なお、所有農地は今回申請農地を除き571㎡あり、すべて適正に管理されています。

通作に関してですが、当該申請農地は譲受人の居住地に近接しておりますので、通作にはまったく問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和3年11月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございませぬ。

2つ目、機械の所有状況ですが、刈払機1台を所有しており、トラクター1台、管理機1台についてはリースにて導入する予定です。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

議長

事務局

	<p>6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	<p>同行して現地調査していただきました内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。</p>
6番	<p>同様の意見をいただいております。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
7番	<p>申請人は、一人で農作業をなさっているようですが、今までの経営面積の倍以上の農地を取得するにあたって、申請人の年齢はおいくつになりますか。</p>
事務局	<p>申請人の年齢は60歳代後半です。</p>
3番	<p>今回の申請農地の東側に隣接する農地の進入路はどちらですか。</p>
6番	<p>今回の申請農地の西側から南側に伸びる通路が進入路となります。</p>
議長	<p>他にご質問ございますでしょうか。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたします。</p> <p>それでは事務局の説明をお願いいたします。</p>

事務局長

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。

6番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、11月22日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。

申請地は大字岩淵字前ヶ貫地内にございます。

農地の現状は、保全管理されております。

周辺農地への影響ですが、申請地の東側、北側に隣接農地が2筆ございますが、今回申請地に建築される住宅は申請地の南側で北側は農地として利用しますので特段問題はないと考えます。

現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、義母が所有する西東京市の戸建て住宅にて妻と義祖母の3名で生活しております。

申請人は以前より、自然豊かな場所で家庭菜園をしながら家族と共に生活することを希望しており、都心への通勤が可能となるエリアとして近隣市町村を選定範囲として探していたところ、飯能住まい制度を知り、制度を活用し申請するものです。

当該申請地は申請人がかねてより希望していた家庭菜園ができる農地の付いた土地であり、また、都心にある職場までも通勤エリアとしても申し分無いことから今回、土地の購入を決めたということです。

飯能住まい制度としては、48件目の認定となります。類型は家庭菜園型

での認定となります。

申請年月日は、令和3年11月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費、建築費に対し、自己資金及び融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことではないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、柏崎光一委員の説明のとおりです。

同行して現地調査していただきました内野博司推進委員何から、何か意見等預かっていますか。

6番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願いま

す。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。

整理番号1番の方は、新規での利用権の設定になります。

経営作物は、長ネギなどの露地野菜です。

販路としては、主にうどんを製造している会社への販売です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、承認することといたします。

続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出及び、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。

【なしの声あり】

議長

なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。
事務局より説明をお願いいたします。

【付議案件4「その他」に記載】

議長

以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局

閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。

会長職務代理

以上をもちまして、令和3年11月飯能市農業委員会総会を閉会します。